

重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型独自サービス)

利用者： _____ 様

事業者： 社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

1 小山町社会福祉協議会の概要

(1) 事業者

法人の名称	社会福祉法人 小山町社会福祉協議会
所在地	静岡県駿東郡小山町小山75番地の7
電話番号	0550-76-9906
代表者 職・氏名	会長 田代 章
設立年月日	昭和26年4月1日
法人許可年月日	昭和58年12月16日

(2) 事業所

事業所の名称	小山町社会福祉協議会 訪問介護事業所
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）
事業所の所在地	法人と同じ
介護保険事業所番号	小山町指定 2271300077
指定年月日	平成12年3月1日
電話番号	法人と同じ
管理者氏名	坂口 昇子
事業の実施地域	静岡県駿東郡小山町

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3 提供するサービスの内容

訪問型独自サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助・就寝介助・排泄介助・身体整容・食事介助・更衣介助・清拭（せいしき）・入浴介助・体位交換・服薬介助・自立生活支援のための見守り援助 等
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受取り・衣服の整理など

＊訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書などの預かり
- ③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除く）

4 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 但し祝祭日・年末年始を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで 但し利用者の希望に応じて通常のサービス時間帯以外でも対応可能な体制を整えるものとします。

5 職員体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、指定基準に沿った職種の職員を配置しています。

- | | | | |
|------------|-----|------|----------------|
| ・管理者 | 常勤 | 1名 | （サービス提供責任者と兼務） |
| ・サービス提供責任者 | 常勤 | 2名 | |
| ・訪問介護員 | 常勤 | 2名以上 | |
| 〃 | 非常勤 | 3名以上 | |

6 利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本料金」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問型独自サービスの利用料

【基本料金】※身体介護及び生活援助

（ ）は単位数

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 1月あたり
--------	---------	----------------

訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	12,006円 (1,176)
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,983円 (2,349)
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (要支援2)	38,052円 (3,727)

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める訪問型独自サービスの金額に相当する金額であり、訪問型独自サービスの金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※小山町は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

()は単位数

加算の種類	加算の要件	基本料金
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042円 (200)
生活機能向上 連携加算Ⅰ (1月につき)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又は介護予防リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	1,021円 (100)
生活機能向上 連携加算Ⅱ (1月につき)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又は介護予防リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等が利用者宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	2,042円 (200)
介護職員等処遇改善 加算Ⅱイ	当該加算の算定要件を満たす場合	基本料金と各種加算 の合計24.9%

※ 小山町は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。

(2) 交通費

当事業者の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外にお住まいの方は、交通費の実費が必要です。

交通費の実費は、通常の事業の実施地域を越えて走行した距離1km 当り20円とします。

(3) キャンセル料

訪問型独自サービスは、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(4) その他

- ① ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- ② 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、お支払いをお願いします。但し、金融機関の口座引き落としをご利用の場合は、翌月28日の引き落としとなりますので、事前に残高確認をお願いします。
- ③ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ④ 地震や風水害、又は警報が発令された場合の危険を伴う訪問は、中止させていただく場合がございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所の訪問介護員が同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 専任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から指定の訪問介護員の指名はできません。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が作成する「介護予防サービス支援計画書(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問型独自サービスの目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した「訪問型独自サービス計画書」を作成します。なお、作成した「訪問型独自サービス計画書」は、利用者または家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は、「訪問型独自サービス計画書」に基づいて行います。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、最終サービス提供予定日の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ ご利用者介護保健施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要介護と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ ご利用者が亡くなられた場合
- ④ その他
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
 - ・ ハラスメントに該当するとみなされる場合

8 秘密保持及び個人情報の保護

- ・ 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・ 事業所は、利用者の個人情報について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外は開示しません。
- ・ 事業者及びその従業者は、必要な範囲において利用者及びその家族の個人情報を取り扱い致します。なお、利用者及び家族の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

10 事故発生時の対応

訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 虐待防止のための対応

高齢者虐待防止法の実行性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための職員研修の実施
- (4) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町担当窓口に通告
- (5) 専任担当者の配置 虐待防止に関する担当者 坂口 昇子

1.2 身体拘束等の原則禁止

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.3 カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行います。

カスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとします。ただし、これらに限られるものではありません。

- ・大声の叱責や暴言、脅迫、威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度又は不当な要求
- ・長時間の拘束や執拗な要望・クレーム
- ・無断撮影・録音、SNS等による誹謗中傷
- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求
- ・性的な話し方や卑猥な言動等のセクシャルハラスメント
- ・その他の職員の職場環境を著しく害する行為

これらの行為が認められた場合は、サービスを中止させていただくことがあります。なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠実に対応します。

1.4 第三者評価の実施状況

当事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり ・ なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

1.5 サービス内容に関する苦情

当事業所に対する苦情等については、下記（１）から（３）の窓口を利用できます。

- （１） 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当者 坂口 昇子 責任者 小野 一彦 電話 0550-76-9906
 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

(2) 苦情処理第三者委員

岩田 和代 小山町竹之下 電話 0550-76-3991
 羽場 淳子 小山町菅沼 電話 0550-76-2556

(3) 行政機関その他苦情の受付機関

小山町長寿介護課 長寿介護班	所在地 駿東郡小山町藤曲57-2 電話番号 0550-76-6669 ・ FAX 0550-76-4770 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
静岡県国民健康保険団体 連合会	所在地 静岡市葵区春日2-4-34 電話番号 054-253-5590 受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
静岡県社会福祉協議会	所在地 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内 電話番号 054-254-5248 ・ FAX 054-251-7508 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

訪問型独自サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行うとともに、サービス検討会等において利用者等の個人情報を用いることについての同意を得ました。

事業所 所在地 静岡県駿東郡小山町小山75番地の7
 名称 小山町社会福祉協議会 訪問介護事業所
 説明者 印

私は、本書面により事業者から上記の重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認署名代行しました
 (同居家族代行の場合住所の記載は省略)。

(代理人)

住所

氏名

印

続柄